

地方創生拠点整備交付金（第2回）について

1 制度の趣旨・概要

未来への投資という観点から、地方版総合戦略に位置付けられ、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設・改修を支援するものです。

2 対象施設

未来への投資に重点を置きつつ、地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等が対象となります。

- ・ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関の改修等
- ・観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体ブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む。）の整備
- ・生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む。）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- ・地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む。）
- ・公立保育所をはじめとする子育て支援施設
- ・地域観光拠点となる博物館・美術館等及び歴史的建造物を活用した展示施設

3 補助率及び財政措置

ア 補助率 国：1／2

イ 財政措置

一般補助施設整備等事業債の対象：充当率90%、交付税措置率30%

4 地方創生拠点整備交付金を活用するための要件

地方創生拠点整備交付金を活用するためには、改修する施設を今後どのように活用していくかを明確に記載した施設整備計画を提出するとともに、今後5か年の事業の進め方を記載した地域再生計画の認定を受ける必要があります。

当町では、上記内容について既に国の認定を受けているところですが、平成29年度中に次の事項を処理する必要があります。

ア 交付決定を受けた事業の予算措置については、6月議会で措置すること。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略に事業が位置付けられていること。同戦略に位置付けられていない事業については、平成29年度中に位置付ける必要があること。

⇒アについては6月議会補正予算で措置済みですが、イについては、本年度中に同戦略に位置付ける必要があるため、本審議会に改訂についての諮問を行わせていただくものです。